第13期



定時株主総会招集ご通知

日時

令和 5 年 6 月 27日 (火曜日) 午前 1 0時

場所

香川県高松市木太町2191番地1

高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名

選仟の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選仟の件

株主総会にご出席願えない場合

書面又はインターネット等により、事前に議決権を行使してくださいますよう お願い申しあげます。

書面又はインターネット等による議決権行使期限

令和5年6月26日 (月曜日) 午後5時30分まで

トモニホールディングス株式会社

証券コード:8600

株 主 各 位

香川県高松市亀井町7番地1

トモニホールディングス株式会社

代表取締役社長兼CEO 中 村

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト株主 総会招集通知掲載サイト

https://www.tomony-hd.co.jp/stock/kabushiki-soukai.html



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



※東京証券取引所ウェブサイトでは、「銘柄名(会社名)」に「トモニホールディングス」又は「コード」に当社証券コード 「8600」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 /株主総会資料」欄よりご確認ください。

プロネクサスウェブサイト 株主総会資料掲載サイト

https://d.sokai.jp/8600/teiji/



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、令和5年6月26日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

1. 日 時 令和5年6月27日(火曜日)午前10時

場所
 香川県高松市木太町2191番地1

高松国際ホテル 新館 2 階 瀬戸の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第13期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第13期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名選仟の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、電子提供措置 事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等 委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日をもって、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止され、感染症法上の5類感染症に位置づけられることとなりました。これにより、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組みを基本とする対応に方針が転換されましたが、新型コロナウイルス感染症は今後も一定の流行が続くことが予想されます。

当社といたしましては、株主のみなさまの安全確保と感染予防のために、引き続き一定の感染予防措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、慎重にご検討いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。

また、本株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用もあわせてご検討ください。(詳細は下記の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。)

今後の新型コロナウイルス感染症に関する流行状況の変化等により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.tomony-hd.co.jp/)にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内



当日株主総会にご出席の場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を 会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげま す。

※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として行使する場合に限らせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席願えない場合は、下記の方法により、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。



郵送で議決権を 行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に 議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいます ようお願い申しあげます。

※郵送で議決権を行使された場合の議決権行使書面において、 議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限

令和5年6月26日(月曜日) 午後5時30分到着分まで



インターネット等で 議決権を行使される場合



インターネット等で議決権を行使される場合は、次頁の注意点をご確認のうえ、行使してくださいますようお願い申しあげます。

行使期限

令和5年6月26日(月曜日) 午後5時30分受付分まで

インターネット等で議決権を行使される場合の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。なお、書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。また、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

記

I インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、下記のいずれかの方法によってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

1. QRコードを読み取る方法

- (1) スマートフォンで議決権行使書用紙に記載されたログイン用QRコードを読み取ってください。議決権 行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく、**議決権行使ウェ ブサイト(アドレスhttps://evote.tr.mufg.jp/)**にログインすることができます。 *「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- (2) 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「2. ログインID・仮パスワードを入力する 方法」をご確認ください。

2. ログイン I D・仮パスワードを入力する方法

- (1) パソコン又はスマートフォンから**議決権行使ウェブサイト(アドレスhttps://evote.tr.mufg.jp/)**に アクセスしてください。
- (2) 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。
- (3) 株主さま以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (4) 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

3. 留意事項

- (1) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主さまのご負担となります。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。**ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください**。

Ⅱ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記Iのインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

システム等に関するお 問 い 合 わ せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) フリーダイヤル 0120-173-027 (受付時間9:00~21:00、通話料無料)

第13期 (令和 4 年 4 月 1 日から) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社徳島大正銀行(以下「徳島大正銀行」といいます。)及び株式会社香川銀行(以下「香川銀行」といいます。)を含む連結子会社9社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、リース業務、カード業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

□ 金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半は感染力の強い変異株の発生等により引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続きましたが、年度後半にかけて感染状況の一服感から社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念など、取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

ハ 企業集団の事業の経過及び成果

当社は、平成31年4月より4年を期間とした第4次経営計画『変革と進化への挑戦 ~ 変わる"トモニ"変わらぬ"ともに" ~』において、グループ経営ビジョンに基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、当社グループの更なる企業価値の向上に努めてまいりました。

当計画の最終年度である当連結会計年度においては、グループ銀行が連携して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や資源価格の高騰等により影響を受けたお客さまへの資金繰り支援を継続するとともに、「地域とトモニファンド」を活用した出資、トモニmini商談会や起業・創業セミナーのWeb開催等により、お客さまの成長支援による地域経済活性化への取組みを行いました。また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言への賛同表明、(株)脱炭素化支援機構への出資、四国電力(株)との連携協定や(株)ゼロボードとの業務提携等により、気候変動・環境問題への対応強化を通じて、持続可能な社会の実現に向けた取組みを行いました。

このような経過を踏まえ、当連結会計年度は次のような営業成績をおさめることができました。

当連結会計年度における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことに加え、株式等売却益の増加によりその他経常収益が増加したこと等により、前期比9,519百万円増加して79,854百万円となりました。経常費用は、人件費及び物件費の減少により営業経費が減少したものの、外貨調達に伴う外国為替売買損及び国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加したこと等により、前期比7,971百万円増加して59,174百万円となりました。その結果、経常利益は前期比1,547百万円増加して20,679百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1,106百万円増加して14,168百万円となりました。

当連結会計年度末における主要勘定残高は、総資産残高は前期末比447億円減少して4兆5,513億円、純資産残高は前期末比16億円増加して2,473億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は前期末比847億円増加して4兆1,468億円、貸出金残高は前期末比1,654億円増加して3兆3,953億円、有価証券残高は前期末比363億円減少して6,915億円となりました。

なお、銀行子会社の損益等につきましては、次のとおりとなりました。

【徳島大正銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位:億円)

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|-------------|---------------|--------|--------|------|
| | 経 常 収 益 | 354 | 433 | 79 |
| | コア業務粗利益 | 296 | 303 | 7 |
| 損 | コア業務純益 | 112 | 127 | 15 |
| 算 無 | 経 常 利 益 | 105 | 112 | 7 |
| | 当 期 純 利 益 | 73 | 76 | 3 |
| | 本 業 利 益 | 63 | 99 | 36 |
| | 総 資 産 | 25,535 | 24,988 | △547 |
| \ | 預金等(譲渡性預金を含む) | 22,699 | 23,151 | 452 |
| 主要勘定残高 (末残) | 総 預 り 資 産 | 23,897 | 24,360 | 463 |
| | 貸 出 金 | 18,272 | 19,052 | 780 |
| | 有 価 証 券 | 3,922 | 3,718 | △204 |

【香川銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位:億円)

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|------------|---------------|--------|----------|------|
| | | | 71114412 | 坦씨 |
| | 経 常 収 益 | 273 | 287 | 14 |
| | コア業務粗利益 | 225 | 230 | 5 |
| 損 益 | コア業務純益 | 79 | 88 | 9 |
| 損 皿 | 経 常 利 益 | 80 | 88 | 8 |
| | 当 期 純 利 益 | 55 | 62 | 7 |
| | 本 業 利 益 | 48 | 63 | 15 |
| | 総 資 産 | 20,379 | 20,480 | 101 |
| | 預金等(譲渡性預金を含む) | 17,972 | 18,362 | 390 |
| 主要勘定残高(末残) | 総 預 り 資 産 | 19,380 | 19,750 | 370 |
| | 貸 出 金 | 14,115 | 14,985 | 870 |
| | 有 価 証 券 | 3,338 | 3,182 | △156 |

また、第4次経営計画において、次の目標とする経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでまいりました。当計画の最終年度である当連結会計年度の実績は、以下のとおりであります。

< 目標とする経営指標>

| | 令和5年3月期計画 | 令和5年3月期実績 | |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益(連結) | 収益性 | 110億円 | 141億円 |
| 本業利益(銀行子会社単体合算) | 収益性 | 100億円 | 163億円 |
| ROE(連結) | 効率性 | 5.0%以上 | 5.93% |
| コア業務粗利益〇HR(銀行子会社単体合算) | 効率性 | 66.0%以下 | 59.69% |
| 自己資本比率(連結) | 健全性 | 9.0%以上 | 8.86% |
| 貸出金残高(銀行子会社単体合算) | 成長性 | 3兆円以上 | 3兆4,037億円 |
| 大阪地区貸出金残高(銀行子会社単体合算) | 成長性 | 1兆円以上 | 1兆1,032億円 |

- (注) 1. 本業利益=貸出金平残×預貸利鞘+役務取引等利益-経費
 - 2. ROE=親会社株主に帰属する当期純利益/((期首株主資本+期末株主資本)×1/2)×100
 - 3. 大阪地区=大阪府、兵庫県(除く淡路島地区)及び京都府

二 企業集団の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、低金利政策の長期化、人口減少や少子高齢化の進展等により厳しい状況が続く中、安定した収益や将来にわたる健全性を確保するために、業務の効率化も含めた経営基盤の強化が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や資源価格等の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくことが強く求められております。さらに、地域の実情等を踏まえた持続可能なビジネスモデルを確立するためのガバナンスの強化のほか、気候変動問題や脱炭素社会への取組みを始めとするサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。

こうした中、当社は、令和5年4月から3か年の第5次経営計画を策定いたしました。当計画は、グループ経営理念である「お客さま第一主義」「お客さまとともに成長」「信頼と安心の経営」に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり"トモニ"を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置付けております。具体的には、以下の5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまに対して、より高い価値を、より速く、より広く提供し、ともに成長を紡いでまいりたいと考えております。

| | 基本戦略 | 提供価値 |
|----|------------|---|
| I | サステナビリティ戦略 | ・社会的な責任を果たすことによる持続的な社会の実現への貢献 ・金融機能の提供を通じた地域経済の持続的な発展への貢献 |
| П | 営業戦略 | ・金融機能の提供を通じた地域経済の持続的な発展への貢献 ・法人のお客さまの経営課題の解決に向けたスピーディかつ最適 なソリューションの提供 ・個人のお客さまの多様なニーズに対する安心・安全で利便性の 高い金融サービスの提供 |
| Ш | 人財戦略 | ・社員一人ひとりにとっての働きやすい、働きがいのある職場づ くり |
| IV | オペレーション戦略 | ・業務の効率化、コストの削減等を通じた中長期的な企業価値の 向上 |
| V | ガバナンス戦略 | ・グループの持続的な成長と強固な財務基盤の形成を通じた中長 期的な企業価値の向上 |

こうした取組みにより、第5次経営計画の最終年度である令和8年3月期における目標とする経営指標として、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)148億円、コア業務純益(銀行子会社単体合算)223億円、本業利益(外貨調達コスト控除後)(銀行子会社単体合算)141億円、ROE(連結)5.0%以上、コア業務粗利益OHR(銀行子会社単体合算)60%以下、自己資本比率(連結)9.0%以上、預金等残高(銀行子会社単体合算)4兆5,000億円、貸出金残高(銀行子会社単体合算)3兆6,000億円を掲げております。

また、銀行子会社において昨年度に続き不祥事件が発生したことを重く受け止め、グループ 全体のコンプライアンス意識の再徹底と内部管理態勢の強化に取り組んでまいりたいと考えて おります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

| | | | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|---|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経 | 常 | 収 | 益 | 71,033 | 70,687 | 70,335 | 79,854 |
| 経 | 常 | 利 | 益 | 11,378 | 14,493 | 19,132 | 20,679 |
| 親会当 | 社株主期 約 | | する 益 | 8,136 | 9,984 | 13,062 | 14,168 |
| 包 | 括 | 利 | 益 | △4,160 | 24,034 | 4,080 | 3,299 |
| 純 | 資 | 産 | 額 | 220,003 | 243,183 | 245,730 | 247,356 |
| 総 | 貣 | Ş | 産 | 3,993,190 | 4,407,903 | 4,596,057 | 4,551,361 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

| | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 営 | 業 収 益 | 2,467 | 2,356 | 2,125 | 2,137 |
| | 受 取 配 当 額 | 1,641 | 1,477 | 1,313 | 1,395 |
| | 銀行業を営む子会社 | 1,641 | 1,477 | 1,313 | 1,395 |
| | その他の子会社 | _ | _ | _ | _ |
| 当 | 期純利益 | 1,667 | 1,573 | 1,148 | 1,394 |
| 1 | 株当たり当期純利益 | 円 銭 10.36 | 円 銭 9.85 | 円 銭 7.16 | 円 銭 8.63 |
| 総 | 資 産 | 92,286 | 92,641 | 92,588 | 91,839 |
| | 銀行業を営む子会社株式等 | 89,326 | 89,326 | 89,326 | 89,326 |
| | その他の子会社株式等 | 60 | 60 | 60 | 60 |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。 2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しておりま す。

(3) 企業集団の使用人の状況

| | | | | 当 | 年 度 | 末 |
|---|---|---|---|--------|------|------|
| | | | | 銀 行 業 | リース業 | その他 |
| 使 | 用 | 人 | 数 | 2,039人 | 29人 | 169人 |

(注) 「使用人数」は、就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社徳島大正銀行

| | | | 当 | 年 | 度 | 末 |
|--------|----|---|---|-----|-------|---|
| | | _ | | 店 | うち出張所 | |
| 徳 香 | 島 | 県 | | 61 | (4) | |
| 香 | ļΠ | 県 | | 2 | (-) | |
| 高 | 知 | 県 | | 1 | (-) | |
| 愛 | 媛 | 県 | | 2 | (-) | |
| 大 | 阪 | 府 | | 26 | (4) | |
| 兵 京 | 庫 | 県 | | 9 | (2) | |
| 京 | 都 | 府 | | 2 | (-) | |
| 東 | 京 | 都 | | 4 | (-) | |
| 合 | | 計 | | 107 | (10) | |

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を97か所設置しております。

株式会社香川銀行

| 1-1-2 0 === 1 | T [] / (12K) | | | | | |
|---------------|--------------|--------|---|------------------------------|---|---|
| | | | 当 | 年 | 度 | 末 |
| 香愛徳高岡広 | 川媛島知山島 | 県県県県県県 | | 店 58 11 2 1 8 | うち出張所 (6) (一) (一) (一) (一) (一) | |
| 大 東 | 阪 京 | 府 都 | | 5 3 | (-) (-) | |
| 合 | | 計 | | 89 | (6) | |

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を111か所設置しております。

ロ リース業

| | | | 当 | 年 | 度 | 末 |
|-------|-----------------------|------|---|---|----------------------------|---|
| 香愛徳岡大 | 川 媛 島 山 阪 | 県県県府 | | | 店 1 1 1 1 1 | |
| 合 | | 計 | | | 5 | |

ハ その他

| | | | <u> </u> | i 年 | 度 | 末 |
|---|----|---|----------|-----|---|---|
| | | | | | | 店 |
| 徳 | 島 | 県 | | | 4 | |
| 香 | JH | 県 | | | 3 | |
| 大 | 阪 | 府 | | | 1 | |
| 合 | | 計 | | | 8 | |

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

| | 銀 行 業 | リース業 | その他 | 合 計 |
|---------|-------|------|-----|-------|
| 設備投資の総額 | 1,738 | 59 | 13 | 1,811 |

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- □ 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

| 事業別 | 会 社 名 | 内容 | 金額 |
|-------|------------|----------|-----|
| 纪 仁 光 | 株式会社徳島大正銀行 | 店舗新設・改修等 | 737 |
| 銀行業 | 株式会社香川銀行 | 店舗新設・改修等 | 792 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況 該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

| 会 社 名 | 所 在 地 | 主要業務内容 | 資本金 | 当社が有する 子会社等の 議決権比率 | その他 |
|------------------------|--------|----------------------|--------|--------------------------|-----|
| | | | 百万円 | % | |
| 株式会社徳島大正銀行 | 徳島県徳島市 | 銀行業務 | 11,036 | 100.00 | _ |
| 株式会社香川銀行 | 香川県高松市 | 銀行業務 | 12,014 | 100.00 | _ |
| トモニシステムサービス 株 式 会 社 | 香川県高松市 | 銀行業務に係るコンピュー ター業務 | 50 | 100.00 | _ |
| 株 式 会 社 徳銀ビジネスサービス | 徳島県徳島市 | 銀行各種事務受託、代行業 務 | 10 | 100.00 | _ |
| 香川ビジネスサービス 株 式 会 社 | 香川県高松市 | 銀行各種事務受託、代行業 務 | 10 | 100.00 | _ |
| トモニリース株式会社 | 香川県高松市 | リース業務 | 100 | 70.00 | _ |
| トモニカード株式会社 | 徳島県徳島市 | クレジットカード業務 | 60 | 63.00 | _ |
| 株 式 会 社 徳銀キャピタル | 徳島県徳島市 | ベンチャーキャピタル業務 | 30 | 74.50 | _ |
| 大 正 信 用 保 証 株 式 会 社 | 大阪市中央区 | 信用保証業務 | 10 | 100.00 | _ |

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 - 2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。
 - 3. 連結対象子会社は上記の子会社等9社であり、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

| E | E | 名 | 地位及び担当 | 重 要 な 兼 職 | その他 |
|---|------------------------|-----|---------------------------|----------------------|------|
| 中 | 村 | 正 | 代表取締役社長兼CEO(最高経営責任者) | _ | _ |
| Ш | \blacksquare | 径男 | 代表取締役副社長 | 株式会社香川銀行取締役頭取(代表取締役) | _ |
| 板 | 東 | 豊彦 | 代表取締役副社長 | 株式会社徳島大正銀行代表取締役頭取 | _ |
| 藤 | 井 | 仁 Ξ | 常務取締役経営企画部長 | _ | _ |
| 小 | \blacksquare | 寛明 | 常務取締役グループ戦略部長兼地域商社的金融機能担当 | _ | _ |
| 関 | | 幹生 | 常務取締役リスク・コンプライアンス部長 | _ | _ |
| Ш | 下 | 友 規 | 常務取締役監査部長 | _ | _ |
| 白 | 井 | 博雄 | 取締役(社外取締役) | 大阪市中小企業協同組合代表理事 | _ |
| 横 | 手 | 俊夫 | 取締役監査等委員 | _ | (注2) |
| 大 | \frac{1}{4} | 星 | 取締役(社外取締役)監査等委員 | _ | _ |
| 橋 | 本 | 潤子 | 取締役(社外取締役)監査等委員 | _ | _ |
| 桑 | 島 | 洋輔 | 取締役(社外取締役)監査等委員 | | (注3) |

- (注) 1. 白井博雄、大平 昇、橋本潤子及び桑島洋輔の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、4氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 横手俊夫氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
 - 3. 桑島洋輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位:百万円)

| 区 分 L | | 支給人数 | 報酬等 | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 |
|---------------|--------|------|-----|------|-------------|------------|
| 取締役(監査等委員である取 | 締役を除く) | 8名 | 149 | 100 | 21 | 27 |
| 取締役 (監査等 | 委 員) | 4名 | 29 | 29 | _ | _ |
| 計 | | 12名 | 179 | 130 | 21 | 27 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は「親会社株主に帰属する当期純利益(連結)」及び「本業利益(銀行子会社単体合算)」であり、各々の実績は14,168百万円(年度当初の計画10,650百万円に対して達成度合い133.0%)及び16,378百万円(年度当初の計画10,800百万円に対して達成度合い151.6%)であります。当該指標を選択した理由は、業績連動報酬等が各事業年度における業務執行に対する対価として支給するため、経営計画において目標とする収益指標である当該指標が各事業年度の会社の営業成績として定量的に測定することができる指標であるからであります。業績連動報酬等の額の算定方法は、「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストック・オプションであり、付与する新株予約権の個数の算定方法は、「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております「第13期定時株主総会招集ご通知に際しての法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項」における「事業報告」の「■ 当社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額2億5,000万円以内(うち社外取締役分は年額5,000万円以内。なお、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、この限度額とは別枠で、同総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプションの割当限度額を年額7,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、8名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月16日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてコーポレートガバナンス委員会にて審議し、その妥当性等について確認しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

イ 基本方針

取締役の報酬等は、トモニホールディングスグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能することを主眼に置いた報酬体系とし、各人別の報酬等の決定に際しては、会社の営業成績、役位ごとの職責、各々の業務執行状況等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、非業務執行取締役の報酬等は、その職責等を踏まえ、基本報酬のみにより構成する。

□ 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、毎月支給する固定金銭報酬とし、各役位における報酬額は、職責、業務執行の有無、従業員給与の水準等を総合的に勘案して、各役位別に決定する。

ハ 業績連動報酬等 (金銭報酬) の内容及び額の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、各事業年度における業務執行に対する対価として、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する業績連動金銭報酬とし、各役位別の基本報酬に会社の営業成績(経営計画において目標とする収益性に関する経営指標の各事業年度の目標達成度合い)等を勘案して決定した支給倍率を乗じて算出した額に基づき、各々の業務執行状況及び営業成績への貢献度等に応じて、各人別に決定する。

二 株式報酬 (非金銭報酬) の内容及び数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える 時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を 高めることを目的として、在任期間中の事業年度ごと、一定の時期に一定の権利行使期間 を設定して付与し、退任時にあらかじめ設定した権利行使価格(1円)でトモニホールディングス㈱の株式が取得できる株式報酬型ストック・オプションとし、各役位別に定めた 基準額及びブラック・ショールズ・モデルにより算定した株式の公正価値に基づき、付与 する新株予約権の個数を各人別に決定する。

ホ 基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割 合の決定に関する方針

取締役の報酬等の構成割合は、同規模・同業種の会社の水準を参考として、上位役位ほど株式報酬の割合が高まる構成となるよう決定する。

へ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、社長(CEO)が各人別の報酬案を策定し、監査等委員会の意見を踏まえた上で、取締役会が決定する。なお、決定に当たっては、コーポレートガバナンス委員会において、あらかじめそのプロセスの適切性について検証し、必要に応じて取締役会に対して提言等を行う。

監査等委員である取締役の報酬等については、実効性の高い経営監督機能の発揮を図るため、経営からの独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定額報酬とすることを基本方針としております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項 該当事項はありません。

(3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役の白井博雄氏、並びに監査等委員である取締役の横手俊夫氏、大平 昇氏、橋本潤子氏、桑島洋輔氏との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約 該当事項はありません。
- □ 補償契約の履行等に関する事項 該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要等は、以下のとおりであります。

イ 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役及び監査役

- ロ 保険契約の内容の概要
 - i 被保険者の実質的な保険等負担割合 保険料は全額当社及び子会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ii 填補の対象となる保険事故の概要 被保険者がその職務の執行により行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法 律上の損害賠償金及び争訟費用について填補することとしております。ただし、被保険者 が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反する ことを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合の損害については填補されませ ん。
 - 一般に発表の適正性が損なわれないための措置 保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名 | 兼職その他の状況 |
|-----------------------|--|
| 白井博雄(取締役) | 大阪市中小企業協同組合代表理事 同組合は、当社株式688株を所有しておりますが、それ以外に同組合と当社 の間には特別の関係はありません。 |
| 大 平 昇 (取締役監査等委員) | 該当事項はありません。 |
| 橋 本 潤 子 (取締役監査等委員) | 該当事項はありません。 |
| 桑 島 洋 輔 (取締役監査等委員) | 該当事項はありません。 |

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名 | 在任期間 | 取締役会等への出席状況 | 取締役会等における発言その他の活動状況 |
|----------------------------------|---------------------|--|---|
| 白 井 博 雄 令和元年6月~ (取締役) (3年9か月) | | / 13 AE 1510/01 7/31 NASSE 15 5 7 15 EMBY | |
| 大平 昇 (取締役監査等委員) | 平成27年6月~ (7年9か月) | 当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回出席、監査等委員会21回のうち21回出席、コーポレートガバナンス委員会4回のうち4回出席 | 弁護士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。 |
| 橋本潤子(取締役監査等委員) | 令和元年6月〜 (3年9か月) | 当事業年度に開催された取締 役会25回のうち23回出席、監 査等委員会21回のうち19回出 席、コーポレートガバナンス 委員会4回のうち4回出席 | 企業法務専門の大学教授としての 見地から、適宜発言を行っており ます。 |
| 桑島洋輔(取締役監査等委員) | 令和元年6月~ (3年9か月) | 当事業年度に開催された取締 役会25回のうち24回出席、監 査等委員会21回のうち21回出 席、コーポレートガバナンス 委員会4回のうち4回出席 | 公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。 |

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

| | 支給人数 | 当社からの報酬等 | 当社の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 4名 | 18 | _ |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数発行可能株式総数発行済株式の総数

476,000千株 163,728千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

10,526名

(3) 大株主

| # 十の爪々刀け々む | 当 社 へ の | 出 資 状 況 |
|---|-----------|---------|
| 株主の氏名又は名称 | 持株数等 | 持株比率 |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト信託銀行株式会社(信託口) | 20,148 千株 | 12.43 % |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 11,791 | 7.27 |
| トモニホールディングス従業員持株会 | 7,276 | 4.48 |
| 日亜化学工業株式会社 | 4,938 | 3.04 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口4) | 3,080 | 1.90 |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 2,643 | 1.63 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 | 2,074 | 1.28 |
| 日本ハム株式会社 | 2,045 | 1.26 |
| 住友生命保険相互会社 | 1,914 | 1.18 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781 | 1,770 | 1.09 |

⁽注) 1. 「持株数等」は、千株未満を切り捨てて表示しております。

^{2. 「}持株比率」は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得)

当社は、資本効率の向上を通じて株主のみなさまへの利益還元の充実を図るため、会社法第 165条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、令和 4 年 6 月 21日開催の取締役会決議により、同年 6 月 22日に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類 当社普通株式 取得した株式の総数 511,000株 取得価額の総額 158,410,000円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

| 氏名又は名称 | | 当該事業年度に係る報酬等 | そ | の | 他 |
|--|------|--------------|---|------|---|
| EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員 堀 指定有限責任社員・業務執行社員 久 指定有限責任社員・業務執行社員 永 | 保 暢子 | 12 | | (注4) | |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
 - 3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、108百万円であります。
 - 4. 監査等委員会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行った上で、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約 該当事項はありません。
- □ 補償契約の履行等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を、同委員会が策定した「会計監査人の評価及び選定等基準」に基づき総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。このような観点から、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(令和5年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------------|----------------|---------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現 金 預 け 金 | 371,140 | 預 金 | 4,018,219 |
| 商品有価証券 | 478 | 譲渡性預金 | 128,635 |
| 金 銭 の 信 託 | 1,108 | コールマネー及び売渡手形 | 23,000 |
| 有 価 証 券 | 691,510 | 債券貸借取引受入担保金 | 8,656 |
| 貸 出 金 | 3,395,321 | 借 用 金 | 80,822 |
| 外 国 為 替 | 4,923 | 外 国 為 替 | 29 |
| リース債権及びリース投資資産 | 10,545 | その他負債 | 35,810 |
| その他資産 | 45,010 | 賞 与 引 当 金 | 341 |
| 有 形 固 定 資 産 | 35,743 | 役員賞与引当金 | 98 |
| 建物 | 17,926 | 退職給付に係る負債 | 148 |
| 土 地 | 15,692 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 130 |
| リース資産 | 208 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 128 |
| 建設仮勘定 | 479 | 繰延税金負債 | 67 |
| その他の有形固定資産 | 1,437 | 再評価に係る繰延税金負債 | 808 |
| 無形固定資産 | 1,114 | 支 払 承 諾 | 7,108 |
| ソフトウェア | 963 | 負債の部合計 | 4,304,004 |
| その他の無形固定資産 | 151 | (純資産の部) | |
| 退職給付に係る資産 | 6,358 | 資 本 金 | 25,000 |
| 操 延 税 金 資 産 | 3,463 | 資本剰余金 | 25,890 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 7,108 | 利 益 剰 余 金 | 195,000 |
| 貸倒引当金 | △22,466 | 自 己 株 式 | △595 |
| | | 株主資本合計 | 245,295 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △3,251 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 0 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,423 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 716 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | △1,111 |
| | | 新 株 予 約 権 | 1,005 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 2,167 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 247,356 |
| 資産の部合計 | 4,551,361 | 負債及び純資産の部合計 | 4,551,361 |

(令和 4 年 4 月 1 日から) 連結損益計算書

(単位:百万円) 金 科 目 額 79,854 経 常 収 益 用 益 56.086 資 運 収 出 利 息 貸 金 42.896 有 証 利 息 配 金 12,482 ールローン利息及び買入手形利息 △8 利 681 預 け 金 他 受 入 利 34 \bigcirc 息 益 11,186 引 等 収 そそ 収 益 8.120 務 の 他 収 益 4,460 ഗ 他 取 益 397 立 却 債 権 他 4,063 経 常 益 \mathcal{O} \mathcal{O} 経 常 59.174 費 用 1,269 資 達 費 用 金 調 息 987 金 利 預 21 預 金 利 △27 コールマネー利息及び売渡手形利息 取引支払利 借 221 貸 52 借 用 金 利 そ \bigcirc 他 支 払 利 14 \bigcirc 務 取 引 費 用 4,006 役 そ **ത** 費 用 17,073 経 営 費 32,951 常 他 経 費 用 3,873 の 引 当 金 額 1.675 繰 入 他 経 2,197 \bigcirc \bigcirc 用 益 20,679 経 常 利 特 利 益 別 28 益 28 古 資 処 別 損 失 337 特 損 287 資 処 分 定 産 損 損 失 46 失 3 保 20,371 整 前 住 民 税 5.693 及び 等 調 304 税 法 税 等 5.997 益 14,374 純 利 非支配株主に帰属する当期純利 205 親会社株主に帰属する当期純利 14,168

第13期末(令和5年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

| 科目 | 金 額 | 科 目 | 金額 |
|---|--------|---------------|--------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流 動 資 産 | 2,412 | 流 動 負 債 | 85 |
| 現金及び預金 | 1,260 | 未 払 金 | 39 |
| 前払費用 | 10 | 未 払 費 用 | 2 |
| その他 | 1,142 | 未払法人税等 | 10 |
| 固 定 資 産 | 89,427 | 預 り 金 | 2 |
| | | 賞 与 引 当 金 | 8 |
| 有形固定資産 | 7 | 役員賞与引当金 | 21 |
| 建物 | 4 | 負債の部合計 | 85 |
| 車 輌 運 搬 具 | 1 | (純資産の部) | |
| 工具器具備品 | 2 | 株 主 資 本 | 90,748 |
| 投資その他の資産 | 89,419 | 資 本 金 | 25,000 |
| 関係会社株式 | 89,386 | 資本 剰余金 | 63,946 |
| 操 延 税 金 資 産 | 29 | 資 本 準 備 金 | 10,010 |
| その他 | 2 | その他資本剰余金 | 53,935 |
| الله الله الله الله الله الله الله الله | 2 | 利 益 剰 余 金 | 2,397 |
| | | その他利益剰余金 | 2,397 |
| | | 繰越利益剰余金 | 2,397 |
| | | 自 己 株 式 | △595 |
| | | 新 株 予 約 権 | 1,005 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 91,754 |
| 資産の部合計 | 91,839 | 負債及び純資産の部合計 | 91,839 |

第13期 (令和4年4月1日から) 損益計算書

(単位:百万円)

| | 科 | | 目 | | 金 | 額 |
|----|--------|---------|-------|-----|-------|-------|
| 営 | 1 | 業 | 収 | 益 | | 2,137 |
| 関 | 係 会 | 社 受 | 取配 | 当金 | 1,395 | |
| 関 | 係 会 | 社 受 | 入 手 | 数料 | 742 | |
| 営 | į | 業 | 費 | 用 | | 794 |
| 販 | 売 費 | 及び一 | 般管 | 理 費 | 794 | |
| 営 | į | 業 | 利 | 益 | | 1,343 |
| 営 | 業 | 外 | 収 | 益 | | 78 |
| 受 | | 取 | 利 | 息 | 0 | |
| 受 | 取 | 保 | 証 | 料 | 75 | |
| 雑 | | 収 | | 入 | 2 | |
| 営 | 業 | 外 | 費 | 用 | | 1 |
| そ | | \circ | | 他 | 1 | |
| 経 | r r | 常 | 利 | 益 | | 1,420 |
| 特 | 5 | 别 | 損 | 失 | | 3 |
| 固 | 定 | 資 産 | 処 分 | } 損 | 0 | |
| 債 | 務 | 保 | 証損 | 失 | 3 | |
| 税 | 引 前 | 当 期 | 純和 | 利 益 | | 1,416 |
| 法人 | 、税、 | 住 民 税 | 及 び 事 | 業税 | 25 | |
| 法 | 人 | 锐 等 | 調整 | 額 | △2 | |
| 法 | 人 | 税 | 车 合 | 計 | | 22 |
| 当 | 期 | 純 | 利 | 益 | | 1,394 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和5年5月12日

トモニホールディングス株式会社 取 締 役 会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 川 紀 之業務執行社員 公認会計士 堀 川 紀 之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

- 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書

類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算 書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、 並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和5年5月12日

トモニホールディングス株式会社 取締役会 毎中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 川 紀 之業務執行社員 公認会計士 堀 川 紀 之

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛業務執行社員 公認会計士 永 里 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に 応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受けたほか、「監査法人のガバナンス・コード」への対応等についても必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結 貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしまし た。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告記載の不祥事件を受けて、グループ全体でコンプライアンス意識の再徹底、内部管理態勢の強化などに取り組んでいることを確認しています。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月12日

トモニホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員横 手 俊 夫 印

監査等委員(社外取締役) 大平昇印

監査等委員(社外取締役) 橋 本 潤 子 印

監査等委員(社外取締役)桑島洋輔印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

第13期の期末配当につきましては、株主のみなさまの日頃のご支援にお応えするため、 当期の業績等を勘案し、当社普通株式1株につき50銭増配し、以下のとおりといたしたい と存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は、 810.289.210円となります。

なお、中間配当金として1株につき金5円をお支払いしておりますので、これを合わせた当期の年間配当金は1株につき金10円となり、前期に比べて1株につき1円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和5年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案においては同じ。)全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名(うち社外取締役1名)の選任をお願いいたしたいと存じます。 本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任で あるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| | | | | | (0)/69 | | |
|--------|--------------|----------------|--------------------|---------------------|-------------------|---------------------------|------------------|
| 候補者番 号 | | | 氏 | 名 | | 現在の当社における地位及び担当 | 取締役会出席状況 |
| 1 | なか 中 | がら村 | | たけし | 男 性 | 代表取締役社長兼CEO(最高経営責任者) | 25/25回 (100%) |
| 2 | やま 山 | É H | ^{みち} 径 | 男 | 再 任 男 性 | 代表取締役副社長 | 25/25回 (100%) |
| 3 | 板 | 東 | とま 典 | 彦 | 再 任 男 性 | 代表取締役副社長 | 25/25回 (100%) |
| 4 | 藤 | 井 | <u>~</u> | <u>ж</u> | 再 任 男 性 | 常務取締役経営企画部長 | 24/25回 (96%) |
| 5 | _お | Æ ⊞ | 更 | ぁき 明 | 再 任 男 性 | 常務取締役グループ戦略部長兼地域商社的金融機能担当 | 25/25回 (100%) |
| 6 | 関 | | 幹 | 生 | 再 任 男 性 | 常務取締役リスク・コンプライアンス部長 | 25/25回 (100%) |
| 7 | やま | <i>∪t</i> | 友 | 規 | 再 任 男 性 | 常務取締役監査部長 | 25/25回 (100%) |
| 8 | 井 | うえ <u>上</u> | <u>まし</u> 佳 | ь き <u>77</u> | 新 任 社 外 男 性 | _ | - |

| 候補者 | 氏 | | 名 | 略歴、当社における地位及び担当 | 所有する |
|-----|------------------------|---|----------|--|---------|
| 番号 | (生 年 | 月 | | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 当社株式の数 |
| 1 | なか 村 (昭和38年7 | | たけし 武 | 昭和61年4月 日本銀行入行 平成10年5月 同行政策委員会室秘書課調査役 平成11年7月 同行大阪支店営業課調査役 平成14年7月 同行経営企画室総務課調査役 平成16年4月 同行経営企画室総務課課企画役 平成16年7月 同行政策委員会室 業務・組織運営担当 企画役 平成18年8月 同行文書局企画役 平成19年4月 同行高松支信長 平成21年7月 同行高松支情局参事役 平成21年7月 同行高松支情局参事役 平成22年7月 同行高松支情局 平成22年7月 同行完整機構局参事役 平成24年5月 同行業務局署議役 平成25年5月 同行業務局長 平成27年6月 同行文書局長 平成27年6月 同行文書局長 平成29年4月 同行退職 平成29年4月 同行退職 平成29年4月 同行の表述で表別によりに表別によりに表別によりに表別によりに表別によりに表別によりによりに表別によりによりに表別によりによりに表別によりによりに表別によりによりに表別によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに | 39,500株 |
| 2 | ** だ 山 田 (昭和32年1 | | | 昭和55年4月 (㈱香川相互銀行(現(㈱香川銀行)入行平成12年2月 同行川之江支店長平成14年2月 同行善通寺支店長平成16年2月 同行丸亀支店長兼丸亀西支店長平成17年7月 同行人事研修部長平成18年6月 同行常務取締役(総合企画部・人事研修部担当平成21年4月 同行常務取締役管理本部長平成24年6月 同行常務取締役管理本部長平成25年4月 同行常務取締役管理本部長平成25年4月 同行常務取締役管理本部長平成29年6月 同行常務取締役(代表取締役)営業本部長令和2年6月 同行常務取締役(代表取締役)営業本部長令和2年6月 同行常務取締役の(代表取締役)関任)当社取締役副社長(現任)(重要な兼職の状況)(株香川銀行取締役頭取(代表取締役)(明任)」当社代表取締役副社長(現任)(重要な兼職の状況)(株香川銀行の取締役頭取(代表取締役)(候補者とした理由)これまで当社の取締役副社長として当社グループの経営を担うとともに、当社の子会社である(㈱香川銀行の取締役頭取として銀行子会社の経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体及び銀行全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。 | 39,300株 |

| 候補者 | 氏 | | | 名 | 略歴、当社における地位及び担当 | 所有する |
|-----|----|----------------|-----|------------------------|--|---------|
| 番号 | | 年 | 月 | 日) | 「一直によるいる地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 当社株式の数 |
| 3 | 城板 | · 東 14年9 | と出口 | でき 彦 9日生) | 平成5年4月 (株)徳島銀行(現 株)徳島大正銀行)入行 平成17年2月 同行州本支店長 東京事務所長 平成19年8月 同行東京支店長兼東京事務所長 平成21年4月 同行人事部長 平成22年6月 同行執行役員人事部長 平成23年6月 同行取締役執行役員総合企画本部長兼リスク統括本部長 平成25年6月 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼男スク統括本部長 可行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査本部長 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査本部長 可行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査本部長 平成27年6月 同行常務取締役総合企画本部長兼審査本部長 平成28年6月 同行常務取締役審査本部長 平成30年6月 同行中務取締役審査本部長 同行代表取締役専務審査本部長 同行代表取締役事務 令和2年1月 同行中務取締役事務 令和2年1月 同行代表取締役事務 令和2年1月 同行代表取締役事務 (現任)当社取締役副社長 (現任)(重要な兼職の状況) (株徳島大正銀行代表取締役頭取 (現任) 当社代表取締役の関取として連社がしました理由) これまで当社の取締役頭取(候補者とした理由) これまで当社の取締役副社長として当社がループの経営を担うととも に、当社の子会社である(株徳島大正銀行の取締役頭取として銀行子会社の経営を担っており、強いリーダーシップでがループ全体及び銀行全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。 | 16,300株 |
| 4 | | 89年4 | | <u>幸</u> 1日生) | 昭和62年4月 (株第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 平成9年8月 (株)徳島銀行(現(株)徳島大正銀行)入行 平成14年2月 同行企画部次長 平成18年7月 同行企画部副部長 平成21年2月 同行企画部副部長 平成22年4月 当社経営企画部副部長 平成24年6月 (株)徳島銀行(現(株)徳島大正銀行)取締役執行役員企画部長 平成27年8月 同行取締役人事部付部長 当社経営企画部長 平成28年6月 (株)徳島銀行(現(株)徳島大正銀行)取締役 当社経営企画部長 平成28年6月 (株)徳島銀行(現(株)徳島大正銀行)取締役 当社経営企画部長 平成29年3月 当社常務取締役経営企画部長(現任) (候補者とした理由) これまで当社の常務取締役として経営企画部門を担当しブループ全体の経営管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での企画部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。 | 11,100株 |

| ルマナギュナ | п | | | h | | ま 士 士 フ |
|--------|------|----------------|---------------|--|--|-------------------|
| 候補者 | 氏 (生 | 任 | 月 | 名 日) | 略歴、当社における地位及び担当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 所 有 す る 当社株式の数 |
| 金 5 | | だ 田 37年! | で変更 | あ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 昭和60年4月 (株)三和銀行(現 株)三菱UFJ銀行)入行 平成17年4月 (株)UFJ銀行(現 株)三菱UFJ銀行)枚方法人営業部長兼枚方支店長 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現 株)三菱UFJ銀行)枚方支社長 平成19年5月 同行総務部秘書室(大阪)室長 平成22年10月 同行福岡支店長平成24年9月 同行芦屋支店長平成26年11月 (株)大正銀行(現 株)徳島大正銀行)入行同行本店営業部長 平成27年6月 同行常務取締役本店営業部長 平成30年2月 同行常務取締役本店営業部長 令和元年6月 当社取締役 令和2年1月 当社常務取締役 地域商社的金融機能担当今和元年6月 当社常務取締役グループ戦略部長兼地域商社的金融機能担当(現任)(候補者とした理由)これまで当社の常務取締役としてグループ戦略部門及び地域商社的金融機能を担当しグループ全体の成長戦略の実現に大きな貢献を果たして | 16,800株 |
| 6 | (昭和3 | | 幹 1月5 任 | 生 | きた実績と銀行子会社での営業推進部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。 昭和60年4月 (㈱香川相互銀行(現(㈱香川銀行)入行 平成14年2月 同行観音寺東支店長 平成16年2月 同行西条支店長 平成17年7月 同行高知支店長 平成20年4月 同行私山支店長 平成21年10月 同行人事研修部付部長代理 平成24年4月 同行融資管理部長 平成25年4月 同行執行役員融資部長 平成25年4月 同行執行役員融資部長 平成29年6月 同行取締役融資部長兼融資管理部長 平成30年6月 同行取締役総合企画部長 当社経営企画部副部長 令和2年6月 (㈱香川銀行常務取締役融資本部長 令和3年6月の就任以降当社の常務取締役としてリスク・コンプライアンス部門を担当しゲループ全体のリスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での融資部門、企画部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として 適任であると判断しました。 | 15,300株 |

| 候補者番 号 | 氏 (牛 | 年 | 月 | 名 日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所 有 す る 当社株式の数 |
|--------|-------|------------------------|-----|------------|--|----------------|
| 7 | やま | した 下 38年・ | とも友 | | 昭和63年4月 (株香川相互銀行(現(株香川銀行)入行 平成17年2月 同行滝宮支店長 平成18年7月 同行倉敷支店長 平成21年10月 同行弁天町支店長 平成25年4月 同行執行役員弁天町支店長 平成25年4月 同行コンプライアンス統括部長 当社リスク・コンプライアンス部副部長 (株香川銀行個人営業企画部長 当社グループ戦略部副部長 令和元年6月 (株香川銀行事務システム部長 当社経営企画部副部長 令和3年6月 (株香川銀行取締役事務システム部長 令和3年6月 当社取締役監査部長 令和4年6月 当社常務取締役監査部長(現任) (候補者とした理由) これまで当社の取締役及び常務取締役として内部監査部門を担当しグループ全体の内部管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社でのコンプライアンス部門、営業推進部門、事務・システム部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。 | 10,400株 |
| 8 | 拼(昭和3 | 35年8 | | が記 3日生) | 昭和61年4月 大阪ガス㈱入社 同社リビング事業部京滋リビング営業部長 (株)クリエテ関西取締役 大阪ガス(株)工・サービング事業部リビング計画部長兼コンプライアンス統括 (株)アプリーティセサモ (現) | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 井上佳昭氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、非業務執行取締役である井上佳昭氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 4. 井上佳昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 - 5. 井上佳昭氏は、令和5年6月をもって、さくら情報システム㈱常勤監査役、㈱アグニコンサルティング監査役、㈱ JOE監査役及びエスアイエス・テクノサービス㈱監査役を退任する予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2 会社役員に関する事項」中の「(5)役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役4名)の選任をお願いいたした いと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番 号 | | | 氏 | 名 | | 現在の当社における地位 | 取締役会出席状況 | 監査等委員会 出 席 状 況 |
|--------|--------|---------|-----------------|---------------|-------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 1 | * 多 | të H | ひと 人 | 芯 | 新 任 社 外 男 性 | - | - | - |
| 2 | 橋 | *** | 潤 | 予 | 再任社外女性 | 取締役(社外取締役)監査等委員 | 23/25回 (92%) | 19/21回 (90%) |
| 3 | < | is Ē | ** [*] | ^{すけ} | 再任社外男性 | 取締役(社外取締役)監査等委員 | 24/25回 (96%) | 21/21回 (100%) |
| 4 | 梶 | 野 | · 佐 t | 也加 | 新 任 社 外 女 性 | _ | - | - |

| 候補者 | 氏 | | | 名 | 野歴、当社における地位及び担当 | 所有する |
|-----|-------------|------|---------------------|-----------|--|--------|
| 番号 | 生 | 年 | 月 | 日) | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 当社株式の数 |
| 1 | · 多 (昭和3 | 38年1 | で 人 12月5 任 | 志 5日生) | 昭和57年4月 大蔵省四国財務局入局 平成24年7月 四国財務局総務部財務広報相談官 平成25年7月 四国財務局理財部金融監督第二課長 平成27年7月 四国財務局理財務部主計課長 平成28年7月 四国財務局総務部総務課長 平成30年7月 近畿財務局理財部金融監督官 令和元年7月 四国財務局総財部長 令和3年7月 四国財務局管財部長 令和4年7月 四国財務局管財部長 (候補者とした理由及び期待される役割の概要) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、永年四国財務局等において銀行を始めとする金融機関の監督や地域経済関係業務に従事された経験を有しておられることを踏まえ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。 | 一株 |
| 2 | 橋 | | 2月2 | 子 4日生) | 平成 2 年 4 月 三洋証券(株)入社 平成 9 年 4 月 香川大学法学部専任講師 平成11年 4 月 香川大学法学部助教授 平成18年 4 月 公正取引委員会独占禁止政策協力委員(現任) 平成21年 1 月 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授高松家庭裁判所参与員(現任) 平成25年12月 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科研究科長平成27年10月 香川大学副学長 平成28年10月 日本経済法学会理事運営委員(現任) 平成29年 4 月 香川大学記学部教授(現任) 平成29年 6 月 (納香川銀行取締役[監査等委員] 平成30年 5 月 香川労働局低賃金審議会委員(現任) 令和3 年 4 月 奇川労働局低賃金審議会委員(現任) 令和3 年 4 月 高松市公正職務審査会委員(現任) 令和 3 年 4 月 高松市公正職務審査会委員(現任) 令和 4 年 4 月 香川大学ダイバーシティ推進室長(現任) 令和 5 年 1 月 総務省電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会委員(現任) (候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、大学教授として企業法務等に精通しておの監査等委員である社外取締役としてその役割・責任を適切に果たしきたきた実育を踏まえ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。 | 一株 |

| 候補者 | 氏 | 名 | 略歴、当社における地位及び担当 | 所有する |
|-----|--|-----------------|---|-----------|
| 番 号 | (生 年 月 ^{くわ} 送 ^ま 洋 (昭和53年5月1 再 任 | 日) *輔 日生) | (重要な兼職の状況) 平成12年10月 公認会計士第二次試験合格 平成13年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成16年5月 公認会計士登録 平成18年8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)退所 平成18年9月 桑島公認会計士事務所開設(現在) 平成20年6月 税理士登録 平成28年10月 税理士登録 平成28年10月 税理士法人三和会計事務所社員(現任)令和元年6月 当社取締役[監査等委員](現任)(候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として各企業を監査してきており、企業経営を統括する十分な良識を有しておられること、税理士としての豊富な経験と専門知識を有しておられること、おた、これまで当社の監査等委員である社外取締役としてその役割・責務を適切に果たしてきた実績等を踏まえ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。 | 当社株式の数 -株 |
| 4 | が成 の は 保 野 佐七 (昭和53年1月12 新 任 | * 也加 2日生) | 平成15年11月 司法試験合格 最高裁判所司法研修所 弁護士登録 アローズ法律事務所入所 平成25年10月 八木総合法律事務所入所 平成26年4月 吾川県弁護士会副会長 昭成27年11月 香川県建設工事紛争審査会委員 (現任) 平成28年4月 香川県介政不服審査会委員 (現任) 平成30年1月 高松市入札監視委員会委員 (現任) 平成30年7月 高松市教育委員会委員 (現任) 令和2年4月 高松市教育委員会委員 (現任) 令和3年4月 高州県際染症診査協議会委員 (現任) (候補者とした理由及び期待される役割の概要) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令順守の精神を有してかられることを踏まえ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。 | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 多田人志氏、橋本潤子氏、桑島洋輔氏、梶野佐也加氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、橋本潤子及び桑島洋輔の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、多田人志及び梶野佐也加の両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で、上記と同様の契約を締結する予定であります。
 - 4. 橋本潤子及び桑島洋輔の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって各々4年となります。なお、橋本潤子氏は、過去において当社の子会社である㈱香川銀行の業務執行でない役員(取締役監査等委員)であったことがあります。
 - 5. 当社は、橋本潤子及び桑島洋輔の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、多田人志及び梶野佐也加の両氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2 会社役員に関する事項」中の「(5)役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)スキル・マトリックス(取締役会が備えるべきスキル・専門性) 社内取締役候補者が経験(担当役員又は所管部長等)を有する分野、社外取締役候補者に特に 期待する分野は、以下のとおりであります。

| | 別はする万里は、以下のこのであります。 | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------------------------|----------------|----|---------------|-----------------|--------------|-------|----------------------|------------|---------------|--------------|---|---|
| | 氏 名 | | | 企業経営/ 経営戦略 | コーポレート ガバナンス | 法務/ リスク管理 | 財務/会計 | 地方創生/ 営業/ 顧客支援 | 市場運用 | Ⅰ T / デジタル | サステナ ビリティ | | |
| | 中 | 村 | | 武 | 男性 | 0 | 0 | 0 | | | 0 | 0 | 0 |
| 監 | Ш | \blacksquare | 径 | 男 | 男性 | 0 | 0 | 0 | \bigcirc | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 查等 | 板 | 東 | 豊 | 彦 | 男性 | 0 | 0 | 0 | \bigcirc | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査等委員でな | 藤 | 井 | 仁 | Ξ | 男性 | 0 | 0 | | \bigcirc | | | | 0 |
| でな | 小 | \blacksquare | 寛 | 明 | 男性 | 0 | | | | 0 | | | 0 |
| い | 関 | | 幹 | 生 | 男性 | 0 | | 0 | \bigcirc | 0 | | | 0 |
| 取締役 | Ш | 下 | 友 | 規 | 男性 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 井 | 上 | 佳 | 昭 | 社外 男性 | 0 | 0 | | | | | 0 | |
| 監査 | 多 | Ш | 人 | 志 | 社外 男性 | | 0 | | | | | | 0 |
| す委員で | 橋 | 本 | 潤 | 子 | 社外 女性 | | 0 | 0 | | | | | 0 |
| 監査等委員である取締役 | 桑 | 島 | 洋 | 輔 | 担外 男性 | | 0 | | 0 | | | | |
| 締役 | 梶 | 野 | 佐t | 也加 | 女性 | | 0 | 0 | | | | | 0 |

※スキル・専門性の詳細

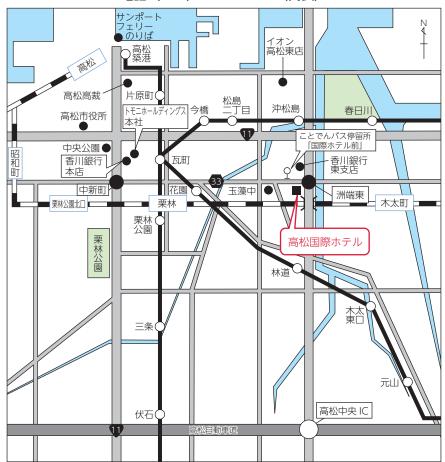
| \(\(\frac{1}{2}\)\(\ | |
|---|---|
| スキル・専門性 | 詳細 |
| 企業経営/経営戦略 | 企業経営経験の有無、経営戦略立案・実行に関する専門性 |
| コーポレートガバナンス | コーポレートガバナンス(企業統治・経営管理)に関する専門性 |
| 法務/リスク管理 | 法務、リスクマネジメントに関する専門性 |
| 財務/会計 | 財務、会計に関する専門性 |
| 地方創生/営業/顧客支援 | 地方創生、法人・個人営業、営業戦略、融資審査、企業再生・支援に関する専門性 |
| 市場運用 | 市場運用に関する専門性 |
| IT/デジタル | IT、デジタルに関する専門性 |
| サステナビリティ | ESG、SDGs、環境保全、人権、人事・労務管理、公正取引、危機管理に関する専門性 |

以上

株主総会 会場ご案内図

高松国際ホテル 新館 2 階 瀬戸の間 香川県高松市木太町2191番地1

電話(087)831-1511(代表)



JR高松駅から

- ●タクシー 約15分
- ●路線バス 約20分

ことでん瓦町駅から

- ●タクシー 約10分
- ●路線バス 約10分

高速道路から

●高松自動車道「高松中央 | C | より車で約10分